

## 第9章 住民の意向の把握

### 9.1 住民意向の把握

下水道事業等の汚水処理施設は、地域の良好な生活や自然環境を保全する施設として、地域住民と密接に係わる最も基本的な都市基盤であるため、地域ごとに予定している汚水処理施設の整備手法等の情報を提示し、住民の意向を把握して、適切に構想に反映する必要がある。

本構想においては、現計画の整備手法から変更となる区域がないことから、現在の汚水処理事業を円滑に推進していき、今後、地域毎に予定している汚水処理の整備手法を見直す必要が生じた際には、住民説明等により住民の意向を把握した上で見直しを行うこととする。